

巻頭言

軽減税率と経済活動

一橋大学経済研究所所長  
北村行伸

政府は2017年4月1日より消費税率を10%に引き上げ、同時に酒類と外食を除く食料品と新聞に対して軽減税率(8%)を適用する方針を決めた。この決定に対して、多くの経済学者、とりわけ財政学者は反対の意思を表明している。反対理由には、税務上の煩雑さや益税の発生、インボイス制度の不備など、主として実務上の問題点と、軽減税率が再分配効果をもたらさないこと、価格メカニズムに歪みを与えることなどの経済学的観点からの問題点が指摘されている。

本稿では、税務上の問題からはなれて、消費税に関して経済学者が積み重ねてきた見識と消費実態を検討しながら、軽減税率の問題を考えてみたい。

●課税の経済学

経済学における課税の考え方は、経済主体が、税が不在である場合にとる経済行動パターンを観察し、そのパターンをなるべく歪めないという前提の下に、必要な税収をあげるという問題設定に基づいている。

このアプローチの基礎には、税のない場合に経済主体がとる意思決定が最適な資源配分になっているという前提がある。そこから導かれる含意は、新しい消費税を導入する場合に、市場メカニズムによって達成された資源配分を歪めない税制とは財間の相対価格を変えないものであり、それを達成できるのは単一税率の税制であるということになる。この政策判断は以下で説明する現代の課税理論では必ずしも支持はされていないが、多くの経済学者が軽減税率に反対する場合に根拠としている。

●消費税の考え方

消費者行動を詳細に観察すれば、個人の選好の違いや属性の違い、あるいはマクロ経済環境の違いが消費者行動に違いをもたらしていることも事実である。代表的個人を想定して、単一財に対する消費パターンをすべての国民・すべての財に適用することには限界がある。具体的な問題として消費税増税が行われたときに、消費者は財ごとの価格の変動に等しく反応する訳ではないだろう。すなわち、価格が変化しても需要はそれほど変化しない財もあれば、価格の変化によって他財へ速やかに需要をシフトさせてしまう財もある。これを税収という視点から見ると、需要が大きく変化しない財からの税収は増税によって増えるが、需要が大きく変化する財から税収は必ずしも増えないということになる。

消費税の場合、経済主体の行動パターンとして注目するのは消費財需要の価格弾力性という概念である。これは、消費財の価格が1単位上がったときに、その財の需要がど

れぐらい変化するかを計測したものである。消費税の考え方は、消費者行動を大きく変化させないで必要な税収を得るには、税率を需要の価格弾力性の逆数に応じて決めるというものであり、この理論を定式化したフランク・ラムゼーにちなんで命名したラムゼー・ルールとして知られている。この考え方に基づけば、需要の価格弾力性に応じて複数の消費税率を導入すべきであるということになる。軽減税率も、この考え方に基づけば支持されることになる。

#### ●最適課税理論

1971年になり、オックスフォード大学のジェームズ・マーリーズとマサチューセッツ工科大学のピーター・ダイヤモンドという、後にノーベル経済学賞を受賞した2人の経済理論家によって、ラムゼー・ルールを敷衍して一般均衡論の枠組みで最適課税理論を構築するという画期的な論文が発表された。そこでの重要なポイントは、消費者行動に関心を払うラムゼー・ルールに対して、生産者行動の効率性、公共財提供などの政府生産活動の効率性も視野に入れて、価格メカニズムと政府活動が経済主体に与える影響を総合的に評価するということであった。

この枠組みでは、たとえラムゼー・ルールが適用されて複数税率が望ましいということになっても、消費財間の税率が異なる場合、あるいは中間投入財に対する税率と最終消費財に対する税率が異なる場合には、生産が非効率になり得る。また、同様に非課税部門(例えば、医療)における中間投入財への課税問題、国際貿易における免税の扱いによっても生産者にとって非効率が生じる可能性があり、そこまで考慮すると軽減税率は、それほど簡単に決めるべきものではないことがわかる。軽減税率に対して税務上の問題点から反対されることが多い中で、複数税率が生産効率に与える影響を考慮すべきであるという視点は、ほとんど議論されてこなかったが、重要である。

#### ●消費財需要の実態

実際の消費財需要の価格弾力性は、どのような値を取っているのだろうか。私は1985年1月から2012年4月までの328か月の月次の2人以上勤労者世帯の『家計調査』の公開データを用いて、実証した。その結果、食料及び保健医療費の価格弾力性がマイナスで有意となったが、他の消費財、すなわち、光熱・水道、家具・家事用品、被服・履物、交通・通信、教育、教養娯楽、その他の価格弾力性はすべて有意ではなく、非弾力的(すなわち、弾力性がゼロ)であることがわかった。

このことは、食料品と保健医療費を除けば、単一税率での増税が望ましいことを意味している。保健医療費に関しては、実質的に多くの取引が厚生上の理由から非課税となっており、消費税率が5%であった時点で、実効税率2%程度と極めて低くなっていたことが明らかになっている。それに対して、食料品は砂糖消費税、酒税、ホテル税などが課されており、実効税率は6-7%となっていることから、軽減税率を適用するとすれば、食料品であるということが、私の実証結果から明らかになっている。

#### ●軽減税率は必要か

冒頭に述べたように、軽減税率にかかる税務上の問題点は多々あり、実際に運用が始まっても混乱が生じる可能性を排除できないでいる。あえて、経済理論や統計的な証拠に基づいた判断をすれば、食料品に軽減税率を課す必要条件是満たしているといえる。

しかし、教養娯楽に分類される新聞への軽減税率の適用を正当化することは難しい。また、食料品に対して軽減税率を適用するための十分条件となる生産効率への配慮、とりわけ加工食料品生産に用いられる中間投入財に課される税の転嫁の仕方によって益税が発生することにならないかなどの懸念は残されている。

■プロフィール■

北村 行伸(きたむら ゆきのぶ)

1956年生。1981年慶應義塾大学経済学部卒、ペンシルバニア大学大学院修士、オックスフォード大学大学院博士(D. Phil)。日本銀行金融研究所、慶應義塾大学商学部助教授などを経て、2002年より一橋大学経済研究所教授。2015年4月より一橋大学経済研究所所長。

主著に『パネルデータ分析』(岩波書店)、『税制改革のミクロ実証分析』(岩波書店)等。内閣府統計委員会委員(委員長代理)、日本学術会議会員(第I部)などを務める。